

## ACSV Monthly Letter

常時5人以上の従業員のいる個人事業所と、常時従業員のいる(役員含む)法人事業所は、社会保険に強制加入となっています。国保と国民年金から、健保と厚生年金になった場合の税金を含めた負担について説明します。

## ● 社会保険の加入シミュレーション

社会保険料は本人と会社が折半で負担することとなっています。会社が負担した社会保険料は損金となりますので、法人税は減ることになります。

前提条件を給与収入が年間600万円、扶養親族は配偶者と子2人として、社会保険料に加入した場合のシミュレーションは下表の通りです(奈良市の料率)。なお、法人税の税率は便宜上30%として計算しています。

(年間)	加入	未加入	差額
給与収入	6,000,000	6,000,000	0
給与所得	4,260,000	4,260,000	0
○ 健保(本人負担)	302,100	573,720	-271,620
○ 年金(本人負担)	549,000	393,840	155,160
○ その他所得控除	800,000	800,000	0
所得控除 計	1,651,100	1,767,560	-116,460
課税所得	2,608,900	2,492,440	116,460
○ 所得税	163,000	151,000	12,000
○ 住民税	280,890	269,244	21,646
○ 健保(会社負担)	302,100		302,100
○ 年金(会社負担)	549,000		549,000
会社負担 計	851,100	0	851,100
○ 法人税 増減	-255,330	0	-255,330
○ 負担 合計	1,890,760	1,387,804	512,956

社会保険に加入した場合、法人税の増減額を含めた「負担 合計」は約51万円増えます。ただし、その主な要因は年金(本人負担+会社負担)が約70万円増えたことによるもので、将来受け取る年金は増えることになるため、どちらが有利かは一概には言えません。

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付(第1期)	
5月	自動車税の納付	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。